



## 就学援助制度（新入学用品費）のご案内



小田原市教育指導課学事・教職員係 ☎0465-33-1682

経済的に援助が必要な家庭へ、令和8年度の新小学1年生向けの新入学用品費を支給します。

新入学用品費以外の就学援助を受けるには、令和8年4月に別途申請が必要です。

- 1 申請期間 令和7年10月1日（水）～12月26日（金）
- 2 支給額 57,060円（令和8年度新小学1年生1人あたり）
- 3 支給日 令和8年2月27日（金）
- 4 申請方法

申請用2次元コード



### （1）WEBでの申請

- ・右の2次元コードまたは「小田原市電子申請システム」で検索し  
手順に従って申請してください。

### （2）紙での申請

- ・別添の申請書を直接または郵送（12/26 消印有効）で提出してください。
- ・1月2日以降の転入者は、前市区町村の令和7年度課税証明書を添付してください。
- ・下表の②～⑧の該当者は証書等のコピーを添付してください。
  - 窓口 市役所本庁舎5階 小田原市教育指導課（平日 8:45～17:15）
  - 郵送 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 小田原市教育指導課就学援助担当

## 5 対象者

令和8年度新小学1年生（小田原市立小学校入学予定）の保護者で次のどれかに該当する方。

- ① 生活保護が停止または廃止された。
- ② 市民税の非課税または減免の扱いを受けた（同居の方全員が非課税または罹災等による減免のみ）。
- ③ 個人事業税の減免の扱いを受けた。
- ④ 固定資産税の減免の扱いを受けた（新築の減免は除く）。
- ⑤ 国民年金保険料の全額減免の扱いを受けた（成年の世帯員全員が全額免除の場合）。
- ⑥ 国民健康保険料の減免の扱いを受けた。
- ⑦ 児童扶養手当が支給された（児童手当、福祉医療証、ひとり親家庭等医療費助成ではありません）。
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑨ 経済的に困窮している（原則、生計同一世帯全員の前年所得を基準に判定します）。

⑨の場合の所得目安です。

所得から社会保険料などを控除します。

目安を計算できるシートを公開しています。

詳しくは  **小田原市 就学援助** で検索。

| 世帯人数 | 世帯構成例   | 基準所得 <u>目安</u> |
|------|---------|----------------|
| 2人   | 母・子     | 208万円          |
| 3人   | 父・母・子   | 270万円          |
| 4人   | 父・母・子・子 | 307万円          |